

処 分 基 準

基準の名称	県営土地改良事業における督促手数料の徴収基準	
法 令 等 名	根拠条項	許認可等・処分の概要
県営土地改良事業分担金 徴収条例	第 5 条	県営土地改良事業における督促 手数料の徴収
基 準 の 内 容		
分担金を納期限内に納めなかった場合で督促状を発したときは1通につき30円の手数料を徴収する。		